

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度平成22年度の保険料の概要

保険料：個人単位で計算し、所得に応じて負担する均等割額と、所得に応じて負担する所得割額の合計です(表1参照)。
保険料率の変更について
 保険料率(均等割額・所得割率)は、2年ごとの見直しにより、平成22年度から次のように変更されました。なお、保険料率は、東京都内では原則均一です。

均等割額：3万7千800円(平成20年・21年度と同額)
所得割率：7・18%(平成20年・21年度は6・56%)
 一人当たりの医療給付費(医療費)の増加などが、所得割率増加の主な要因です。

保険料の軽減
均等割額の軽減：同一世帯の加入者及び世帯主の総所得金額等により8・5割(うち同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他の所得がない場合、9割軽減)・5割・2割の軽減が適用されます(表2参照)。

表1 後期高齢者医療保険料の計算式

均等割額 = 37,800円 (世帯の所得により軽減あり)
所得割額 = (総所得金額等 - 33万円 (基礎控除額)) × 0.0718 (本人の所得により軽減あり)
年間保険料 (注2) = 均等割額 + 所得割額

(注1) 下線部分を「旧ただし書き所得」と呼んでいます。
 (注2) 限度額50万円。年度途中の場合は、月割りで計算。100円未満の端数は切り捨て。

表2 均等割額の軽減

軽減割合	軽減後の均等割額	総所得金額等の合計額
9割	3,780円	総所得金額等の合計 = 33万円 (基礎控除額) 以下で、後期高齢者医療制度の被保険者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない場合
8.5割	5,670円	総所得金額等の合計 = 33万円 (基礎控除額) 以下の場合
5割	18,900円	総所得金額等の合計 = 33万円 (基礎控除額) + (24.5万円 × 世帯主を除く被保険者数) 以下の場合
2割	30,240円	総所得金額等の合計 = 33万円 (基礎控除額) + (35万円 × 被保険者数) 以下の場合

公的年金所得がある方は、総所得金額等の合計額からさらに15万円が控除されます。

表3 所得割額の軽減

旧ただし書き所得 (公的年金収入の場合)	所得割額の軽減割合
15万円 (公的年金収入168万円) まで	所得割額を全額減額
20万円 (公的年金収入173万円) まで	所得割額を75% (3/4) 減額
58万円 (公的年金収入211万円) まで	所得割額を50% (1/2) 減額

「旧ただし書き所得」とは、総所得金額等から33万円 (基礎控除額) を引いた金額です (ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません)。

加入者及び世帯主の総所得金額等により8・5割(うち同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他の所得がない場合、9割軽減)・5割・2割の軽減が適用されます(表2参照)。

所得割額の軽減：加入者の「旧ただし書き所得」が58万円までの方は、所得割額が軽減されます(表3参照)。

会社の健康保険等の被扶養者だった方への軽減：後期高齢者医療制度加入の前日まで会社の健康保険等(国保・国民健康保険組合以外)の被扶養者であった方の保険料は、所得割はなく、均等割額が9割軽減され、1割が保険料となります。

支払い方法
 年金天引き(特別徴収)と納付書支払いまたは口座振替払い(普通徴収)があります。また、納付書支払いと年金天引きの両方で支払う場合があります。
年金天引きの方：4月から新たに

に年金天引きが開始された方、平成22年2月に年金天引きとなっている方が対象です。ただし、保険料の変更等により平成22年9月から納付書払いに変わる場合があります。

また、年金天引きから口座振替に変更することが出来ます。詳細はお問い合わせください。
納付書払いまたは口座振替払いの方：納付書払いの方には、7月中旬に郵送する保険料決定通知書・納入通知書に納付書が同封されますので、その納付書で金融機関にて支払います。また、口座振替払いの方には振替先情報を書いた保険料決定通知書・納入通知書を郵送し、各納期に自動的に振り替えます。

これから後期高齢者医療制度に加入する方
 被保険者証(保険証)は、誕生日の前日までに簡易書留郵便で住所地へ送ります。
 保険料は、誕生日の属する月から発生します。4〜6月に75歳になる方へは、7月に保険料決定通知書・納入通知書を郵送します。また、7月以降75歳になる方へは、誕生日の属する月の翌月に保険料決定通知書・納入通知書を郵送します。

(保険年金課高齢者医療係) **国民年金の手続きは忘れずに加入・種別変更**
 厚生年金や共済組合の加入者が、60歳前に退職したときは変更手続きが必要です。また、扶養されていた配偶者も変更手続きが必要です。

年金

収入の増加、離婚などにより配偶者の扶養でなくなったときも、変更手続きが必要です。

いずれも退職証明書または資格喪失証明書、年金手帳、印鑑を持参し、保険年金課年金係へ **学生納付特例制度**
 学校法人などの学生は、本人の前年所得が118万円以下の場合、申請して承認されれば在学期間の国民年金保険料を後払い出来る学生納付特例制度が受けられます。申請は毎年度行う必要があります。

学生証、年金手帳を持参し、保険年金課年金係へ **平成22年度国民年金保険料は1万5千100円になります**
 保険料をあらかじめ6カ月、1年分単位で納めると割引される前納制度があります。さらに、口座振替で前納をすると現金納付より割引になります。

(立川年金事務所 ☎042・523・0352、市保険年金課年金係) **税金**
固定資産の縦覧、課税台帳の閲覧が始まりました
固定資産の縦覧
 固定資産税の納税者が市内の土地・家屋の評価額などを載せた価格等縦覧帳簿を縦覧することが出来ます。

5月31日(月)までの午前8時30分〜午後5時15分 土曜・日曜日、祝日を除く/市役所1階資産課/日野市の固定資産税の納税者及びその代理の方対象/納税通知書、健康保険証、運転免許証など、本人確認が出来るものを持参。代理の方は委任状。法人は代表者印のある申請書または委任状を持参 **固定資産課税台帳の閲覧**
 納税義務者は本人の資産の課税台帳(名寄帳)を閲覧することが出来ます。また、土地や家

屋を借りている方や権利関係にある方も該当する資産の課税台帳を閲覧することが出来ます。
 通年の午前8時30分〜午後5時15分 土曜・日曜日、祝日を除く/市役所1階資産課/土地、家屋、償却資産の所有者及びその代理の方対象 土地や家屋を借りている方などはその対象の物件に限る/納税通知書、健康保険証、運転免許証など、本人確認が出来るものを持参。代理の方は委任状。法人は代表者印のある申請書または委任状を持参

68 状況に応じ別途面談/市内在住・在勤の中小企業従業員及び事業主対象/同サービスセンター(☎581・6711) **シルバー人材センター入会案内説明会**
 4月2日(金)午前10時から/生活・保健センター/事業紹介、概要説明/60歳以上の方対象/同センター(☎581・8171)

住宅
大工さん・職人さんを紹介
 市では、「住まいの増改築や小さな修繕などをどこに頼めばいいかわからない」「大工さんや職人さんの心当たりがない」という方のために、市内の建設業組合を通じて信頼出来る業者を紹介しています。

住宅改修工事に対する助成制度 (産業振興課)
 市民の方が工事後も居住し続ける市内の個人住宅で、市内に事務所などを有する事業者が施工したバリアフリー化工事及び耐震工事対象 耐震工事の場合、事前に日野市木造住宅耐震診断助成を受けること/申請方法：必ず工事前申請書類を提出/補助金額：対象工事に係る費用の補助対象部分の10分の1で20万円を上限/産業振興課

働く
メンタルヘルス相談「こころの相談・あんしんホットライン」
 勤労者福祉サービスセンターでは、働く人の心と身体の健康を守るため、専門相談員による「こころの相談・あんしんホットライン」を開設しています。お悩みの方は、ぜひ一度ご相談ください。
 毎月第1・第3水曜日午後5時〜8時 祝日、年末年始を除く/相談電話番号：☎587・48

固定資産課税台帳の閲覧
 納税義務者は本人の資産の課税台帳(名寄帳)を閲覧することが出来ます。また、土地や家

福祉
日野市ボランティア・センター「新年度登録希望者を募集」
 日野市ボランティア・センターでは、個人や団体で行うボランティア活動をサポートするため登録制度を設けています。詳細はお問い合わせください。(同センター ☎582・2318)

福祉
日野市ボランティア・センター「新年度登録希望者を募集」
 日野市ボランティア・センターでは、個人や団体で行うボランティア活動をサポートするため登録制度を設けています。詳細はお問い合わせください。(同センター ☎582・2318)

福祉
日野市ボランティア・センター「新年度登録希望者を募集」
 日野市ボランティア・センターでは、個人や団体で行うボランティア活動をサポートするため登録制度を設けています。詳細はお問い合わせください。(同センター ☎582・2318)

(広告)

エンジェルフォトギャラリー

毎月抽選で6ヶ月から1歳半までの赤ちゃんを無料撮影して、抽選で2名の赤ちゃんをこのギャラリーに掲載いたします。
 <申し込み>
 (有)ベッティ写真館 多摩平店581-1245 日野店 581-0216

手話講習会内容一覧

クラス名	対象	定員	時間
入門コース	昼間	各コース40人	10:00~12:00
	夜間		19:00~21:00
通訳養成コース	初級	各コース25人	1~2年程度の学習経験者
	中級		2~3年程度の学習経験者
	上級		3~4年程度の学習経験者、かつ全国手話通訳者試験を受け、合格後に市の手話通訳者として活動する意思のある方

申込多数の場合は抽選

5月12日(金)平成23年3月23日の毎週水曜日/中央福祉センター/市内在住・在勤・在学中、年間をとおして受講可能な高校生以上の方対象/テキスト・資料代など実費/4月16日(金)までに往復ハガキで、往信用裏面に受講希望クラス、郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、電話番号、FAX番号、生年月日、会社名または学校名、受講動機、手話学習歴、その他(障害など)を記入し、〒191・0011日野本町7の5の23日野市社会福祉協議会(☎582・2319)へ